

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	荒木	清寛 (公明)	宮沢	洋一 (自民)	佐々木さやか (公明)
理事	吉田	博美 (自民)	森	まさこ (自民)	仁比 聡平 (共産)
理事	若林	健太 (自民)	柳本	卓治 (自民)	谷 亮子 (生活)
理事	小川	敏夫 (民主)	山下	雄平 (自民)	糸数 慶子 (無)
理事	真山	勇一 (みん)	有田	芳生 (民主)	輿石 東 (無)
	石井	準一 (自民)	江田	五月 (民主)	山崎 正昭 (無)
	溝手	顕正 (自民)	前川	清成 (民主)	(25. 10. 29 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び本院議員提出1件の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類49件のうち、2種類22件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 **民法の一部を改正する法律案**は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものである。

戸籍法の一部を改正する法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削除するものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、民法第900条制定の経緯及び同条の合憲性に関するこれまでの判例、違憲立法審査権をめぐる司法権と立法権

の関係、最高裁の違憲決定前に民法改正を行うことができなかった理由、嫡出でない子に対する差別の実情、国際条約との関係及び国連からの勧告等に対する対応、生存配偶者の保護の在り方を始めとする相続法制についての検討の必要性、

「嫡出」という用語の見直しの必要性、戸籍法改正を政府が見送った理由及び改正の必要性、嫡出でない子の出生の届出に係る運用の実情、選択的夫婦別氏制の導入を始めとする平成8年の法制審答申で示された事項についての検討の必要性等について質疑が行われ、民法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、戸籍法の一部を改正する法律案は多数をもって、それぞれ可決された。

刑事関係 **自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案**は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものである。委員会においては、本法律案提出の経緯と交通事故被害者団体からの要望、第3条第2項の「病気」の意義

と患者の懸念に配慮した政令制定の必要性、アルコール等による影響の発覚を免脱する罪の創設による逃げ得の是正効果、無免許運転を危険運転致死傷罪の類型に加えることの是非等について質疑が行われたほか、被害者遺族を始めとする参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けようとするものである。委員会においては、本法律案提出の経緯と成立した場合の制度利用の見通し、同行休業取得の要件が一般の国家公務員と裁判官とで異なる理由、同行休業中の自己研さんの必要性とその支援策、裁判所における女性の活躍の推進等について質疑が行われ、全会一

致をもって可決された。

〔国政調査〕

11月5日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、再犯防止のための保護司・協力雇用主制度及び刑事施設内処遇の充実に向けた取組、入国審査の充実強化に向けた取組、ヘイトスピーチ対策の在り方、法科大学院の教員配置基準の見直しに向けた検討状況、法務博士の活動領域拡大の必要性、特定秘密保護法案についての法務大臣の所見、婚外子相続分に係る最高裁決定と民法第900条第4号ただし書の改正の必要性、選択的夫婦別氏制の導入、婚姻年齢の男女統一及び女性の再婚禁止期間の見直しに係る民法改正の必要性、戸籍法第49条第2項第1号の改正に向けた今後の見通し、裁判員制度の運用状況と裁判員の負担軽減のための取組の必要性、成年後見制度の利用促進に向けた取組の必要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再犯防止対策に関する件、入国審査の充実強化に関する件、ヘイトスピーチ対策に関する件、特定秘密保護法案の問題点に関する件、法曹養成制度に関する件、婚外子相続分についての最高裁決定に関する件、成年後見制度の利用促進に関する件、裁判員制度の運用に関する件等について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣、上野文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君(自民)、山下雄平君(自民)、有田芳生君(民主)、小川敏夫君(民主)、佐々木さやか君(公明)、真山勇一君(みん)、仁比聡平君(共産)、谷亮子君(生活)、糸数慶子君(無)

○平成25年11月7日(木) (第3回)

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号)(衆議院送付)について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月12日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の

処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、小川敏夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年11月14日（木）（第5回）

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学大学院法学研究科教授 塩見淳君

京都交通事故被害者の会古都の翼 小谷真樹君

公益社団法人日本てんかん協会副会長 久保田英幹君

公益社団法人日本精神神経学会法委員会主任担当理事 三野進君

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、有田芳生君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年11月19日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、平口法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、小川敏夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（第183回国会閣法第52号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月21日（木）（第7回）

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月26日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、前川清成君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

○民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴き、

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月28日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について谷垣法務大臣、西川文部科学副大臣、奥野法務副大臣、高鳥厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、小川敏夫君（民主）、

真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年12月3日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）
（衆議院送付）

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について谷垣法務大臣、岸外務副大臣、平口法務大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局、参考人立命館大学法学部教授・法学博士二宮周平君、弁護士・早稲田大学大学院法務研究科教授榑原富士子君、弁護士中井洋恵君及びなくそう戸籍と婚外子差別・交流会田中須美子君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、山下雄平君（自民）、
仁比聡平君（共産）、前川清成君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、
谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

（参第6号）

賛成会派 民主、公明、みん、共産、生活、
無

反対会派 自民

欠席会派 無

○平成25年12月6日（金）（第11回）

- 請願第508号外21件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第103号外26件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。